b)　2003年７月４日より後に付録第30号又は第30A号の4.1.3の規定に基づいて無線通信局が提案を受領する通信網については、リストにおける１グループの中に存在できる同一の重複する周波数帯内の通信網の数は３を超えてはならないこと。

c)　2003年７月５日より前に付録第30号又は第30A号の4.1.3の規定に基づいて無線通信局が提案を受領した通信網については、リストにおける１グループの中に存在できる同一の重複する周波数帯内の通信網の数は５を超えてはならないこと。

d)　リストにおける１グループの中の通信網の数が上記に定める最大限度に達した場合には、リストから重複する部分の通信網を削除しなければ、当該グループの中に新規の通信網を追加することはできないこと。

5　2003年７月５日より、付録第30号又は第30A号の第４条の規定に基づく第一地域及び第三地域に関する提案であって、2000年６月２日より後に受領されたものについては、無線通信局による処理及び公表並びに4.1.5の規定に基づいた影響を受ける主管庁の特定において、グループの個々の通信網は、当該グループの他の通信網を考慮に入れることなく、個別に審査されること。[3]

[1]　第二地域におけるグループ化概念の適用は変更を必要としないことに留意すること。したがって無線通信局は、WRC-03以前に適用したように第二地域のグループ化概念の適用を継続しなければならない。

[2]　本決議の規定の適用において、通信網は、１の主管庁又は主管庁の集団を代表するある主管庁による、衛星通信網に関する名称が同一であって同一の軌道位置における、同一の日に受領される、無線通信局に対する割当ての一連の提案であると解釈される。

[3]　4.1.11の適用に当たっては、本決議事項における新しい方法を2000年６月３日より前に受領された通信網に適用することによっても、そのような通信網に追加の調整要件が生ずることにはならない。

追　　決議第552（WRC-12）　第一地域及び第三地域における21.4-22GHzの周波数帯への長期的なアクセスと発展

世界無線通信会議（2012年ジュネーブ）は、

以下を考慮し、

a)　WARC-92は、第一地域及び第三地域において、21.4-22GHzの周波数帯を2007年４月１日以降に実現される予定のBSSに分配したこと。

b)　1992年以来、上記周波数帯の使用は、決議第525（WARC-92、WRC-03、改及びWRC-07、改）の規定に基づき、暫定手続の対象となっていたこと。

c)　WRC-12への準備として、第一地域及び第三地域の21.4-22GHzの周波数帯並びに付随するフィーダリンクで利用する周波数帯において、周波数利用の調和、調整手続又はその他の手続並びにBSS技術に関する技術面及び規制面での研究を続けるよう、決議第551（WRC-07）がITU-Rに指示したこと。

d)　憲章第44条が、発展途上国の需要を考慮しつつ、無線周波数並びに静止衛星及びその他衛星の軌道を利用するための基本原則を提示していること。

e)　ITUに提出された衛星通信網の背後にある産業的計画に関する情報を極力早く提供できるよう、真正性証明の手続がWRC-97により初めて採用されたこと。

f)　衛星通信網を非プランの周波数帯域で使用開始するまでの規制期間について、２年間の延長資格を得るためには、この真正性証明の手続の下で要求される情報の提供は必須であること。

g)　WRC-03は、プランバンド以外で衛星通信網を使用開始するまでの規制期間を７年にすることにより、２年間の延長期間を廃止することを決めたこと。

h)　衛星製造業者、衛星打上げ業者及び打上げ日に関するデータは、衛星打上げ後に提出したほうがより正確かつ有用であろうこと。

以下を決議し、

1　本決議は、21.4-22GHzの周波数帯のBSSにおける静止衛星通信網に適用されること。

2　決議事項１で言及された衛星通信網への周波数割当てにおいて、第11条による利用開始日の確認が2012年２月18日より前に無線通信局が受領していないもの又は第11.49号により同じ日に中断となったものについては、利用開始日又は中断からの再開日のどちらか適切なときに、本決議の第１附属書に記載された手続が適用されること。

3　決議事項１で言及された衛星通信網への周波数割当てにおいて、第11条の規定に基づき、その利用開始日の確認が2012年２月18日より前に無線通信局が受領したものについては、本決議の第１附属書の§５から§８までの規定及び本決議の第３附属書の手続が必要に応じて適用されること。

以下を更に決議し、

本決議の手続は、無線通信規則第９条から第11条までの規定に追加されるものであること。

以下を無線通信局長に指示する。

本決議の実行結果を、将来の権限のある世界無線通信会議へ提出する報告に盛り込むこと。

決議第552（WRC-12）の第１附属書

1　これらの手続の対象となる衛星通信網への周波数割当ての実際の利用開始日又は再開日の30日以内に通知を行う主管庁は、本決議の第２附属書に規定される情報を無線通信局に送付する。

2　上記§１に基づいて送付される情報は、通知を行う主管庁の責任を有する者により署名されたものとする。

3　宇宙機が、本決議の規定に基づき初めて使用されるものであるならば、上記§１に基づいて提出される真正性証明情報は、打上げ事業者との契約書の写しで補完してもよいものとする。

4　上記§１の情報を受領次第、無線通信局は漏れがないか遅滞なく審査する。情報が完全にそろっていることが判明した場合は、無線通信局は２か月以内に全ての情報をBR IFICの特別節にて公表する。情報に不備があることが判明した場合は、無線通信局は、不足している情報を30日以内に提出するよう通知を行った主管庁に要請する。

5　上記§１及び本決議の第３附属書§１に関わる宇宙機の寿命が尽きた場合又は位置を変えた場合は、上記§１及び本決議の第３附属書§１に基づいて提出された情報は、通知を行う主管庁により30日以内に更新され、無線通信局に再提出されるものとする。宇宙機の寿命が尽きた場合は、同宇宙機に付与されたITU-ID番号は以後使用しないものと